

放送を巡る諸課題に関する検討会 「災害時の放送の確保に関する検討分科会」開催要綱（案）

1 背景・目的

近年、豪雨・台風等の災害が多発しており、直近では、令和元年9月に台風第15号（令和元年房総半島台風）、同年10月には台風第19号（令和元年東日本台風）による記録的な大雨や暴風により、各地で被害が発生した。災害時には、放送による情報の確保が重要となるが、停電等による長期間の放送停波事故が発生する等の課題がある。

上記を踏まえ、本検討分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「親会」という。）の下で開催される会合として、災害時における放送の確保に関する検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討分科会は、「災害時の放送の確保に関する検討分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) 放送インフラの耐災害性強化
- (2) 情報難民の解消に向けた取組
- (3) 地域における関係者の連携強化
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討分科会の分科会長は、親会座長が指名する。本検討分科会の構成員及びオブザーバーは、分科会長が指名する。
- (2) 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会長代理を指名することができる。
- (3) 分科会長代理は分科会長を補佐し、分科会長不在のときは分科会長に代わって本検討分科会を招集する。
- (4) 分科会長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 分科会長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (6) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、分科会長が定めるところによる。
- (7) その他、本検討分科会の運営に必要な事項は分科会長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本検討分科会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討分科会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他分科会長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討分科会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本検討分科会の庶務は、情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室及び地上放送課が行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

「災害時の放送の確保に関する検討分科会」構成員 一覧

(敬称略、分科会長を除き五十音順)

分科会長	三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科長・教授
	甲藤 二郎	早稲田大学基幹理工学部情報通信学科教授
	鈴木 陽一	国立研究開発法人情報通信研究機構 耐災害 I C T 研究センター長
	田口 太郎	徳島大学総合科学部准教授
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	平野 晋	中央大学国際情報学部長・教授
	三木 正夫	長野県須坂市長
	米谷 南海	一般財団法人マルチメディア振興センター ICT リサーチ&コンサルティング部リサーチャー